

## 彦根藩「御鷹場」と近江国の鳥獵

東, 幸代  
滋賀県立大学人間文化学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2560400>

---

出版情報 : 鷹・鷹場・環境研究. 4, pp.83-94, 2020-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

# 彦根藩「御鷹場」と近江国の鳥猟

東 幸 代

鷹・鷹場・環境研究 vol.4

2020年3月

---

# 彦根藩「御鷹場」と近江国の鳥獵

## Hikone Han's Recognition of the Shogunate Hawking Ground and Bird Hunting in Ohmi

東 幸代

AZUMA, Sachiyō

---

[要旨] 本稿は、彦根藩の御鷹場研究の進展のために、近江国における鳥獵の支配について検討するものである。彦根藩は、近江一国を御鷹場と認識してきた。しかし、彦根藩が鳥獵を許可できた範囲は、自領内にとどまっており、他領内の鳥獵には関与できない状態であった。また、彦根藩は留場の設定などを進めるが、その範囲はあくまでも自領内の一円知行地的な空間であり、他領に及ぶものではなかった。彦根藩が御鷹場の実質化を試みようとした際、いずれの領主もその主張に異を唱えた一因は、このような鳥獵支配のあり方が実際に展開していたためであった。18世紀半ばになると、彦根藩は、幕府との交渉を通して、「京都守護」の拝命を理由に御鷹場の実質化を進める。その結果、彦根藩が、他領獵師に対しても鳥札を発給するようになる。しかし、全ての領主が納得していたわけではなかった。

[Abstract] This paper examines the domination of bird hunting in Ohmi in order to advance the research on the Shogunate hawking ground of Hikone han. Hikone han recognized Ohmi as the Shogunate hawking ground. However, the extent to which the Hikone han could permit bird hunting remained within its own territory, and could not be involved in bird hunting in other territories. Hikone han also worked on the construction of a bird sanctuary, but the scope was not limited to other territories. When the Hikone han tried to become practical the Shogunate hawking ground, other lords disagreed with that claim. One of the reasons was that such a rule of bird hunting was actually developed. In the middle of the 18th century, Hikone han, through negotiations with the Shogunate, promoted the realization of the Shogunate hawking ground on the grounds of worship of "Kyoto Guardian". As a result, Hikone han would issue bird tags to other hunters. However, not all lords were convinced.

---

### はじめに

近江一国と山城国内が、元和元年（1615）に江戸幕府から彦根藩井伊氏に下賜された「御鷹場」であったことは、先行研究で明らかにされている<sup>(1)</sup>。かつて筆者も、琵琶湖が彦根藩の御鷹場として認識されていく過程について検討している<sup>(2)</sup>。

彦根藩の御鷹場の存在は、それまで江戸周辺を主たる分析対象としてきた鷹場研究と同様に、畿内近国における幕府の広域支配のあり方を鷹場を通して検討しうる可能性を示唆した<sup>(3)</sup>。しかし、拙稿も含めた彦根藩御鷹場の研究は、彦根藩自身による御鷹場認識の展開と、その認識に対する幕藩領主層や地域側の認識を主たる分析対象としており、御鷹場の実態そのものには踏み込めていない。江戸周辺の鷹場で検討されてきた、鷹場の機能や時代的特質、地域支配や地域側の動向との関連などの問題については、ほぼ検討されていないのである。

一方、江戸周辺の鷹場研究に触発され、近年は江戸周辺以外の諸藩の鷹場研究の成果が出されている。福岡・佐賀・仙台商などにおいて、藩主による鷹狩の実態や、鷹場に関わる制度的側面のみならず、藩政における政治的意義の解明など、着実に成果が積み上げられている<sup>(4)</sup>。彦根藩につ

いても、藩主による鷹狩の実態解明に着手され始めたところであるが<sup>(5)</sup>、御鷹場の研究は深められていない。

これまで明らかにされてきた彦根藩御鷹場の特徴は、自藩領のみならず、藩領外に及んでいたことである<sup>(6)</sup>。御鷹場の領域が一円知行地ではないという点では、江戸周辺の御鷹場と相似した構造を有していたことが想定できる。しかし、地域支配機構が整備され、強力な支配が敷かれた江戸周辺とは異なり、彦根藩が鷹関係の問題で他領に影響を与える事実は、元和年間よりはるかに降る<sup>(7)</sup>。また、一国単位を鷹場としていたという点では、伊勢国における紀州藩の鷹場との類似性も想定できるが、伊勢国の他領主が鷹狩を実施する際、紀州藩が当該領主へ鷹場を貸し渡すというような状況<sup>(8)</sup>は、彦根藩では今のところ確認できない。むしろ、彦根藩の場合は、近江国内における御鷹場認識が希薄化している状況に対して、危機感を表明しているくらいである<sup>(9)</sup>。

このように、彦根藩の御鷹場は、現状では他地域の御鷹場との同質性を見いだすことが困難で、位置づけにくい。彦根藩の御鷹場とはどのような空間なのかを解明していく作業が必要だろう。その一作業として、本稿では、鷹場が、鷹狩を実施する領域という意味のほかに、殺生が規制される領域であるという意味をもつことに注目する。特に

後者に関連して、御鷹場における鳥獵支配の問題について考えたい。琵琶湖上における在方の水鳥獵について検討した拙稿<sup>(10)</sup>では、近世後期になると、彦根藩が他領の琵琶湖岸の村々に対する鳥獵の許可権を掌握するようになることを指摘したが、それ以前の鳥獵の許可権のあり方については検討できていない。

以下では、近江国内の鳥獵について、御鷹場の拝領領主である彦根藩と、それ以外の領主の支配のあり方にわけてみていくこととする。なお、山城国については十分に検討できる史料が現状では把握できていないため、本稿では近江国に限定して論を進めることを最初に断っておく。

### 1. 「御鷹場」拝領以前の鳥獵

井伊氏は、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いでの功績により、同年10月に石田三成の近江国内所領の内15万石を与えられた。

その後、2代藩主井伊直孝が御鷹場を拝領する元和元年(1615)までの15年間の近江国内における鳥獵の支配について確認しておく。

初代藩主井伊直政は、近江国15万石と上野国3万石を所領としたが、近江国15万石は坂田・犬上・愛知・神崎の4郡に及ぶ一円的な知行であった(図1)。その後、御鷹場拝領時の元和元年には浅井・伊香郡に、さらに元和3年には蒲生郡にも所領が拡大し、最終的には神崎・愛知・犬上・坂田・浅井・伊香・蒲生郡を所領とする。入部当初の一円的な知行地を核に、南北に分散的な所領が追加されたような配置である<sup>(11)</sup>(図2)。

直孝が御鷹場を拝領する以前から彦根藩領内で鳥獵がおこなわれていたことは、元和3年(1617)付の鳥獵に関する彦根藩の勘定書である[史料1]から確認できる。冒頭の「丑・寅年」は、慶長18・19年(1613・14)を差すと考えられる。



図1 慶長17年(1612)の近江国彦根藩所領配置(15万石)<sup>(12)</sup>

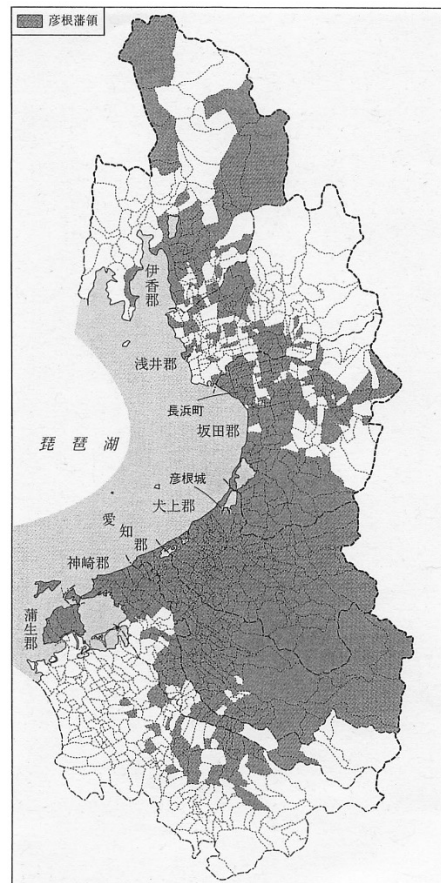


図2 正徳元年(1711)の近江国彦根藩所領配置(28万石)<sup>(13)</sup>

#### [史料1]<sup>(14)</sup>

丑・寅兩年上鳥札錢御勘定之事

- 一、六拾九艘 丑年分 なかしもち  
此鴨六百九拾 但壺艘ニ付而真鴨十宛
- 一、式拾七とや半 同年 かけもち  
此鴨式百七拾五 但壺とやニ付而十宛
- 一、三拾式枚 同年 打あみ・足わな共  
此鴨三拾三、六分 真かもニ至
- 一、四枚 同年 鳩あみ  
此鴨九ツ四分 真かもニ至
- 一、百式拾九枚 同年 小鳥札  
此代物拾九貫三百五拾文  
但壺枚ニ付而百五十文宛

(以下、寅年分略)

慶長末年の彦根藩では、「なかしもち」「かけもち」「打あみ・足わな」「鳩あみ」という鳥獵法がおこなわれていたことや、「小鳥」が捕獲されていたことが示される。それぞれの獵に対して、「上鳥」もしくは「札錢」が課されていた。「なかしもち」は他の史料で「流しもち」や「うけはへ」とも表現される水上における延縄獵と同様の獵法で、より古い時期から琵琶湖上でおこなわれていた<sup>(15)</sup>。「かけもち」

は鳥モチを塗った縄を使った陸上での猟法、「打あみ」は網による捕鳥、「足わな」は罟猟であろう。「鳩あみ」は鳩に特化した網のようである。「小鳥」は内実が不明であるが、真鴨や鳩とは区別されている。近世初期から、琵琶湖上、陸上双方において、鳥猟がおこなわれていたことがわかる。

領主による近世の鳥猟の把握方法でよくみられるのは、鳥札という一種の狩猟鑑札の発行と引き換えに、運上を上納させることによる許可制支配である。上記の小鳥札も同様のものであろう。

この鳥札とその運上について、近世後期に刊行された「地方凡例録」には、次のように記されている。

[史料2]<sup>(16)</sup>

#### 一、鳥札運上

是ハ鳥取役同様に、熟地田方水附等の鳥の附く処にて鳥猟をなし度旨願出る者あれば、料所・私料とも役所より焼印の木札を渡し、壱枚何程と相応の運上を申付る故に、此札を下げて居村方ハ勿論、他村にても一領の内は心任せに殺生をなす、鳥取役ハ村役に役銀を差出し定納小物成なり、鳥札運上者獵師へ札をわたして殺生をさするゆへ浮役なり

この史料にみられるように「一領の内は心任せに殺生」できたか否かは不明であるが、慶長期の彦根藩では、小鳥猟のみ小鳥札という鑑札制がとられ、札1枚あたり150文の運上を銭勘定で徴収していた。

一方、流しもち猟の賦課単位は、「艘」とあるように鳥猟の道具である船であり、かけもちの単位は「とや」、打あみ・足わな・鳩あみは「枚」で、基本的に生産手段が賦課単位であった。当時の彦根藩領内には、複数の捕鳥手段があり、それらに対する税の賦課基準は、2通り存在したことがうかがえる。また、小鳥猟以外のこれらの猟法では、その対価として真鴨の上納がなされている。多くの真鴨上納の必要理由は、食料や贈答品としての需要であろう。

彦根藩が鳥猟を許可していたことをみたら、この時期の許可対象が彦根藩領内の村々にとどまることが、次の史料からうかがえる。

[史料3]<sup>(17)</sup>

江州浅井郡於尾上村うけはへ船拾五艘にて丑ノ十一月ヨリ寅ノ三月まで無相違可致殺生者也、  
上鳥真鴨四拾五也、仍如件  
慶長拾八年丑ノ十一月六日

安藤帯刀 印  
孫 助  
彦左衛門  
豊左衛門

助右衛門

半右衛門

慶長18年(1613)11月6日付の安藤帯刀による鳥猟の許可状である。浅井郡尾上村(長浜市湖北町尾上)は彦根藩領ではない。「うけはへ」は流しもち猟のことを指すため、琵琶湖上での鳥猟に関する許可状であることがわかる。差出人の安藤帯刀は、家康側近の安藤直次であり、当時の正確な知行所は不明であるものの、関が原の戦い以後、関東で1000石と近江国で1000石を拝領したとされる<sup>(18)</sup>。

[史料3]によると、尾上村の流しもち猟が彦根藩の支配下になかったことは明らかである。ちなみに、前掲[史料1]で、彦根藩の同時期の流しもち猟の税の賦課単位が「艘」、すなわち船数であることをみたら、浅井郡においても15艘とある。一艘あたり3羽の上鳥が必要という計算だろうか。船数がすなわち税の賦課単位かどうかは明瞭ではないが、琵琶湖上における水鳥猟の許可に際しては、船数が把握の単位であったことがうかがえる。

## 2. 「御鷹場」拝領と井伊直孝

御鷹場を拝領した直孝は、国許に帰った際には、山城国淀堺まで出向いて鷹狩を実施していることが明らかになっている<sup>(19)</sup>。鷹狩の実施を支える鷹方役人が存在しているのだろう。その後、直孝は、幕政運営の中核として寛永11年(1634)冬に江戸へ下って以降、一度も国許に帰ることなく万治2年(1659)に江戸で死去するが、江戸から国許へと藩政に関する指示を送っている<sup>(20)</sup>。そのなかで、鷹狩に関する指示のほか、在方の鳥猟への言及もみられる。寛永以降のその動きを、年代順に見ていこう<sup>(21)</sup>。

寛永21年(1644)2月17日、キリシタン改めの際、その対象として「本歩衆並鷹居候もの」について言及しており、鷹匠の存在が確認できる。

同年11月8日、鷹匠の西村平右衛門の子の処遇について問われた直孝が、平右衛門は「近き比召出候者」なので、子が「慥ニ鷹を遣うならば鞍負佐(直孝子息井伊直滋)に付け、鷹を遣えないならば暇を取らせるべきである旨を述べている。直孝が鷹匠の新規召し出しをおこなっていたことがわかる。

正保4年(1647)4月12日、先年、「ゑさしニ鳥もち渡すことを決めたが、今後もその通りにすべきであると申し付けている。餌差が鷹の餌を採るために藩から鳥モチの支給を受けている。

同日、毎年、弁之介(直孝子息井伊直寛)から木下勝俊へ年頭の祝儀として真鴨を3つがい進上しているが、今年も例年通りであると確認している。真鴨が贈答品として使

用されている。

慶安3年(1650)10月21日<sup>(22)</sup>、鶴の羽合のため家臣が八幡山表(蒲生郡、現近江八幡市)に行く際、「誰之知行所ヨリ鳥見ニテも咎メ候ハ、近江国中・山城国中之義ハ権現様ヨリ御赦免御鷹道(ママ)拝領仕、掃部頭在彦根之時ハ爰元之義ハ勿論、山城之内向嶋迄鷹遣申候ニ付、今以左様ニ相心得遣候義ニ候」と指示をしている。直孝自身は、近江国と山城国が鷹場であるとの意識を強くもっており、領外への羽合を積極的に進めることに問題を感じていないが、他領主による「咎メ」の可能性が高く、鷹場であることを理解してもらうことが難しいことを認識していたのである。

慶安4年(1651)3月24日、鶴や隼のそれぞれについて、担当の鷹匠衆を決めている。複数の鷹匠が存在していることがわかる。

同年11月15日、「雉子札」8枚を受け取った領内の村々が、その札を彦根魚屋町の宿に預けていたところ、火災によって焼失してしまう。この事件を耳にした直孝は、過料として8貫文を申し付けた。一方で、今後は、「札他所ニ預ケ置」くことは、「札も不持むさと殺生仕義無届」と同様なので、「鳥奉行」を通じて札の枚数に応じた過料を申し付けるようにとも命じている。8枚の雉子札を請けていた村々は彦根藩領内の山村であり、雉子札という特定の鳥を獲るための札が発給されていたことや、鳥奉行という役職があり、雉子札の管理を担っていたことがわかる。

明暦元年(1655)5月2日、次のような指示を出している。

[史料4]

覚

- 一、未ノ三月、其元鳥札在々々々へ相渡し候役人所ヨリ、寛永十一年戌之年承応三年午ノ十二月廿五日迄之帳、此度指越候事、
- 一、右之内ニ札不取殺生仕候ニ付、過料銀代物出候書付在之候、年来札渡し殺生仕候ニ相極儀不存、殺生仕由之申分ハ一切無之儀ニ候、不届ものニ而仕ニ相極候処ニ、一往二往迄鳥奉行心得を以、過料申付候ても不苦間敷哉、度々過料申付候斗ニ而指置申ニ付、左様成悪人有之と相聞へ候、当年ヨリ札不取殺生仕もの於有之ハ、其身則籠舎、妻子・下人等も於有之ハ、所之者ニ預ケ置、家財欠所仕早々委様子此方へ皆々承届、書付指越可申候、妻子親類縁者無之もの可預ものも一切ニ無之候ハ、女ハ女、男ハ男面々之籠へ入置、其様子も可被申越候、在々の仕置、何時も過料斗ニ而相済来候へハ其考仕、悪人ハ如何程も出来申ものと相

聞候間、かるき儀成とも、時ニより品ニヨリ或ハ籠舎或ハ死罪ニ申付尤ニ候間、万々仕置、其考可  
在之事

第1条目に、過去に発給された「鳥札」について直孝が調査をおこなっていることが示される。また、第2条目には、鳥札を取らずに殺生をした者に対して、これまでは鳥奉行が過料を徴収していたが、過料を課すくらいでは在方における無断の殺生がやまないと考えた直孝は、「当年ヨリ札不取殺生仕もの於有之ハ」籠舎や欠所などの厳罰を科すとし、鳥猟が鳥札の取得を必要条件とする体制に切り替えることを宣言するのである。この年より、鳥札の発給による鳥猟の管理体制が整ったと評価できる。

明暦2年(1656)6月25日、鉄砲で青鷺を打つ許可申請がなされたので直孝が許可したところ、鳥が「あらか」ために打ちとれない、これは普段から鉄砲で盗み打ちがされているためであろうという連絡が入った。これに対して直孝は、「惣別殺生之儀も札次第」に申付けており、「鉄砲之札」というものはこれまでなかったはずである、ということで不審に思っている。前述の通り、明暦元年に鳥猟が鳥札の取得を必須とするような体制が調ったが、鉄砲には鳥猟許可の札が存在しなかったということがわかる。また、このときは領民ではなく家臣の鉄砲殺生行為がみられたようで、それをとがめるべきだという文言が続く。

同年7月26日<sup>(23)</sup>、前年分までの「御鷹之餌犬之代銀」を納めるように命じている。また、明暦2年分は銀納にはせずに、餌犬が必要な場合は、犬の現物納なり代銀納なり、場合に応じて命じるという。

以上の直孝の動向を、鷹狩と鳥猟支配の2つの側面に分けて評価してみる。まず、鷹狩については、鷹匠をはじめとする鷹役人を新規召し出し者をも含めて配置し、餌の調達方法を管理していたことがうかがえる。また、藩主自らではなく家臣が羽合に他領に赴く際にも、「近江国中・山城国中」が鷹場であるという主張をすべきだという意識をもっていることがわかる。

一方、鳥猟については、鳥札の発給による鳥猟の管理体制が、17世紀半ばまでに整ったといえる。

ところで、これまで見たところ彦根藩の鳥札が、どの範囲の鳥猟場での鳥猟を保証していたか断言できない。ただし、発給対象範囲については、この段階では、他領に鳥札を発給していた事実は確認できず、あくまでも自藩領内にとどまっていたようである。

### 3. 他領における鳥猟

彦根藩は直孝治世期に鷹狩や鳥猟支配の体制を固めて

いったが、近江一国が彦根藩主に許された御鷹場であると仮定した場合、他領主には近江国内において鷹狩をおこなう権利や、鳥猟の許可権を認められていないということになる。そこで本章では、他領における鳥猟の支配についてみていく。



図3 近江国内の郡<sup>(24)</sup>

まず、彦根藩領が存在しない湖西地域の高島郡海津（高島市マキノ町海津）の鳥猟師について検討する。琵琶湖上で流しもち猟に従事した彼らは、徳川家康から許可を得て、慶長2年（1597）には運上銀100目を上納していたという由緒を有していた。彼らは海津鳥猟師と名乗ったが、実際には海津東浜と西浜という2地域に分散して居住しており、東・西浜は領主が異なっていた。しかし、鳥猟に関する小物成は、西浜から一括して幕府代官に上納していた<sup>(25)</sup>。

海津の鳥猟の許可権が幕府のもとにあったことは明瞭である。宝永2年（1705）、「金丸又左衛門（大津代官）様御代官所之衆鳥猟御運上御赦免被成候、然上ハ鳥猟仕間敷旨於江戸被仰渡候間、此旨相守向後鳥猟不仕候様」と、幕府代官から鳥運上の上納停止を命じられたのである<sup>(26)</sup>。ここには、運上上納の停止が、鳥猟の停止と表裏一体であることが示され、鳥猟の許可権が幕府にあったことが示される。時期から考えて、生類憐れみ令の影響だろう。これに対して、海津鳥猟師は、一旦は上納の停止を受け入れたが、その後、数度に及んで運上上納の継続を請願する。数度の請願後、宝永6年には鳥運上が復活している。この復活は、請願の成果というよりもむしろ、綱吉の死去後間もなくという時期から考えて、幕府による生類憐れみ令の廃止を受けてのものである<sup>(27)</sup>。鳥猟の許可が幕府の政策と連動し

ていることがわかる。

その後、海津鳥猟師は、正徳3年（1713）に近隣の村が鳥を鉄炮で打ち、自らの鳥猟が妨げられていることを幕府代官に対して訴えている<sup>(28)</sup>。高島郡の鳥猟は幕府代官の支配下にあったといえよう。

高島郡の南に位置する滋賀郡も、彦根藩領が置かれていなかった。滋賀郡の鳥猟も、高島郡と同様に幕府代官が支配していた。海津に残る史料に、年未詳ながら滋賀郡の流しもち猟に関する次のようなものがある。

[史料5]<sup>(29)</sup>

- 一、うけはへ鳥猟仕物共ハ、志賀（滋賀）・高嶋之内ニ海津・舟木・堅田三浦ニ鳥猟仕候、先規ハ小野半之介（大津代官）様へ御うん上銀三百五十目相立、内ニ海津獵百目、舟木百五十目、堅田百目包相立、セツしやう仕候、（後略）

滋賀・高島郡の内、鳥猟をおこなっているのは海津・舟木・堅田の3浦である。舟木というのは拙稿<sup>(30)</sup>で検討した高島郡北船木村（高島市安曇川町北船木）を指す。また、滋賀郡堅田の鳥猟師は、彦根藩領の地先猟場に関しては、元和元年以降に彦根藩の許可を得て運上を上納するようになったが、それ以外の猟場については、上記の運上「百目」を幕府代官に上納していた。また、北船木は、近世中後期に彦根藩の鷹方役人が廻村してくるまで彦根藩とは一切関係なく、運上は幕府代官に上納してきた<sup>(31)</sup>。海津鳥猟師と同様に、少なくとも琵琶湖上での流しもち猟については、高島郡と滋賀郡における許可権は幕府が握っていたことが明瞭である。

一方、湖東に位置し、一部に彦根藩領が存在する野洲・栗太・神崎・蒲生郡内の鳥猟については、享保9年（1724）に幕領の信楽代官多羅尾氏が、「江州御領私領村々鳥札運上納候者共連判帳」と題する史料を作成している。

[史料6]<sup>(32)</sup>

覚

- 一、運上鳥札を以江洲野洲郡・栗太郡・神崎郡・蒲生郡、御料・私領之村々にて、当十月より来る三月中を限り鳥猟仕候内、松平陸奥守殿・井伊掃部頭殿・松平甲斐守殿・本多主膳正殿・板倉近江守殿領分内は旧例地（他カ）之獵師不立入由、向後も可為如前々事
- 一、大鳥を捕候札は壱枚に付運上銀拾二匁宛、小鳥札は壱枚に付運上銀三匁宛如前々可相納、但運上銀致持參於信楽御役所鳥札請取之、来年四月上旬右鳥札御役所え可致返納事
- 一、鳥猟仕候節運上銀を申立理不尽之儀は不及申、田畑作毛踏荒不申、惣て農業不可妨之事

一、銘々請取候鳥札余人え一切貸べからず、勿論鳥札一枚を以人数組合獵業仕候儀堅く令停止候、手伝人は別外之事

一、小鳥札を以大鳥を不可獵候、並鳥札所持不仕獵仕候者於有之者住所等届、其段早速信楽御役所へ可申出候事

右之通急度相守可申候、違背之輩於有之者詮議之上可為曲事候、以上

享保九年辰十月 多羅尾四郎右衛門  
右之通被仰渡候、一々奉畏候、違背仕候者何分にも曲事に可被仰付候、為其連判仕差上申候、以上  
辰十月

第1条目には、10月から翌3月までの間に野洲・栗太・神崎・蒲生郡内で鳥猟を行う場合、鳥札を受ける必要があることが示される。注目すべきは、御領と私領とを問わないという点である。また、領主を問わないとしながら、仙台藩伊達氏・彦根藩井伊氏・(大和)郡山藩柳沢氏・膳所藩本多氏、(伊勢)亀山藩板倉氏の所領には、旧例として他の獵師が立ち入らないとされる。その初発の時期は明示されないものの、享保9年以前からこうした慣例があり、鳥猟の実施に際して、幕府代官から鳥札を取得し、運上を上納することが前提となっていたことがわかる。

第2条目には、鳥札には大鳥札と小鳥札の2種類が存在し、運上額が異なっていたことや、運上銀と引き換えに鳥札を発給するのは信楽代官所であることが記される。また、鳥札は翌年の4月に返却することとなっており、期限付きであったことがわかる。

第3・4・5条目は、鳥札の所持をかさにきた理不尽な獵の禁止、鳥札の又貸しや共同利用、不正利用や無札での獵の禁止などについて述べる。

この史料から、湖東4郡の鳥猟は、幕府の支配下にあったことが明らかである。近江一国が彦根藩の御鷹場であり、かつ、御鷹場に殺生の支配権が包含されるとすると、これらの郡が彦根藩の御鷹場であることを、幕府自らが否定していたということになる。

ところで、第1条目は、仙台藩ほか諸藩領への他領獵師の立ち入りを禁ずる内容であるが、当該藩の鳥札発給権については触れていない。前章で検討した通り、彦根藩は鳥札による鳥猟の管理体制を既に整えていたが、他領主も同様に鳥札発給権を有していたのであろうか。[史料6]の続きには、野洲郡内や蒲生郡内で鳥札の発給を受けた百姓名の書上がある。冒頭の記述は以下の通りである。

一、銀三十六匁 大札三枚 伊藤内膳様御知行所  
野洲郡木浜村 平兵衛  
記載のみられる多くの領主は、上記の伊藤内膳のように

旗本である。このように旗本領の人名が続く中に、

一、銀三匁 小札壹枚 松平甲斐守様御知行所  
蒲生郡浄(常)楽寺村 孫市

という旗本領以外の記載が一件だけみられる。松平甲斐守は第1条目に記載が見られた郡山藩主柳沢氏である。彦根藩は鳥札発給権をもつが、郡山藩柳沢家は発給権を持たないということであろうか。現在のところ、この違いを明確に説明できる史料がないが、柳沢氏はこの年郡山藩主に就任したばかりであり、それ以前の幕領時代の支配を当初は受け入れていたと考えるのが妥当であろうか。もしくは、少なくとも郡山藩領については、幕府が鳥札を発給していたと理解できようか。

近江国には相給村落が多いが、野洲郡野田村には、鳥札が3名に与えられている。

一、銀三十六匁 大札三枚 稲垣熊治郎様御知行所  
野洲郡野田村 七郎兵衛  
弥惣兵衛

一、銀三匁 小札壹枚 伊藤内膳様御知行所  
野洲郡野田村 庄治郎

このように、相給村落の場合も、支配領主を単位として鳥札が発給されている。

郡山藩の鳥札の発給権については疑問が残るが、他領獵師の侵入を認めないという扱いを受けていた領主層は、自身の領内における鳥猟が可能であるという認識を有していたようである。享保11年(1726)、淀藩稲葉氏は、近江国領分において「鳥殺生」ができないことを不満とし、他の大名のように近江国における鳥猟を認めてほしい旨を願っている。

[史料7]<sup>(33)</sup>

口上覚書

近江国野洲郡・栗太郡・甲賀郡之内ニ丹後守領分有之候、右領分ニ而鳥殺生可申付と被存候処、御鷹場ニ而候様ニ申触シ候之由及承候ニ付、井伊兵部少輔(直矩)様御留守居湯本治右衛門殿江申達候得者、大野清兵衛殿へ御聞合有之候処、故掃部頭様御代近江一国者御領分・他領共ニ御鷹被蒙御免候、且又野洲・栗太・甲賀、此三郡ニハ彦口(根)御領分ハ入交無之隣郡ニ而有之由、清兵衛口被仰聞承知仕候、右丹後守領分入交、松平陸奥守殿・松平甲斐守様・本多主膳正殿・板倉新十郎様御領分有之候、此御方々様ヨリハ鳥殺生被仰付候、丹後守葉ニ鶴被相替候由口、尤右領分之外、城州・撰州・河州之内ニ領分有之候得共、此所へハ鶴来り不申候、江州之領分ニ者鶴も有之候ニ付而、旁以鳥殺生被申付度候、右陸奥守殿・甲斐守様・主膳正殿・新十郎口御領分ニ而ハ鳥殺生有之候故(後略)



淀藩は、野洲・栗太・甲賀3郡にある自藩の領地で、藩主の薬用として鶴の捕獲をおこなおうとした際、彦根藩から御鷹場であることを理由に止められたようである。しかし、仙台藩伊達氏などほかの大名は自領で鳥殺生をおこなっているのではないかと、というのがこのときの淀藩側の主張である。この場合の鳥殺生とは、藩主自身による鷹狩ではないだろう。家臣による鷹狩、もしくは自領民による鳥殺生なのかが明確ではないが、淀藩の不满から、近江国内における鳥獵が、彦根藩に独占されていなかったことが理解できる。

ところで、前掲〔史料6〕の検討の際、彦根藩で確認できた鳥獵の許可権が、郡山藩については不明であったことを述べたが、約10年後、郡山藩領をも含めた諸藩に、幕府の鳥札発給権が及ばなかったことが、大津代官石原清左衛門による寛保3年（1743）の廻状からうかがえる。

〔史料8〕<sup>(34)</sup>

御廻状

仙台領・彦根領・郡山領・膳所領・勢州亀山領之外、野洲郡・栗太郡・神崎郡・蒲生郡中におみて鳥獵致候者江ハ此方ヨリ鳥札相渡し候、獵望ニ候者ハ札請取ニ可罷出候、近年以来鳥札不請取猥ニ鳥獵致候者有之候様ニ相聞江候、当御役所ヨリも人を出シ吟味候間、於村々ニも相互に遂吟味札無之鳥獵致候もの見付候ハ、早速搦捕我等御役所江召連可罷出候、若見のがしに致候ハ、当人ハ不及申ニ、其村庄屋・年寄とも其支配江相届ケ急度可申付候間、此旨村中大小百姓共堅可申付候、此廻状村順能相廻し留り村ヨリ可相返候、以上

十一月廿一日 石原清左衛門 印

この廻状は、幕府の方針として、享保期の〔史料6〕に示されていた湖東4郡における鳥獵の許可や取締りをおこなうのが幕府代官であるという方針を踏襲するものである。幕府代官から郡山藩への鳥札発給の有無の疑問は、少なくともこの時期に関しては解消される。幕府代官が鳥札を発給できる対象が、仙台藩以下5領主の領地以外であることが明記されているためである。ここでも明らかに、彦根藩の鳥札発給権が近江国一円には及んでいないことが示されているのである。

以上のように、彦根藩が御鷹場の存在を主張する以前の鳥獵の状況をみてきた。18世紀半ばまでの近江国では、鳥獵の許可権のあり方を見る限り、一国全てが彦根藩の御鷹場であるとはいえない状況であった。

#### 4. 鷹場の整備

前章で、鳥獵の許可権に注目した場合、彦根藩の認識とは異なり、近江一国が彦根藩の御鷹場であるということに実態がともなっていないことをみた。しかし、彦根藩は、領内に関しては、鷹場としての整備を進めていた。

寛文元年（1661）5月29日、次のような法令が出されている。

〔史料9〕<sup>(35)</sup>

一、去去年、北・南高つな、内海鳥追立候事一円仕ましき由申付候、其通ニ、北ハ箕浦川切、東ハ米原山切、西ハ外海際、南ハ愛知川切、東ハ東円堂ヨリ加納金屋道切、西ハ外海際切、件之分去子年同前ニ例年大鳥之殺生一円仕セ間敷候

一、餌指殺生、八月より春三月迄、四網之分一切はらせ申ましく候事

一、うつらなわ、我等在彦根之分ハ、子年同前ニ以来迎も仕らせ申ましく候、留守中之儀ハ如跡々小鳥札同前ニ可申付事

第1条目によると、寛文元年の前年の子年にあたる万治3年（1660）に高網獵<sup>(36)</sup>が禁じられるとともに、内海（内湖<sup>(37)</sup>）における鳥の追い立てが禁止された。内湖は水鳥の居付きに優れた空間であり、井伊氏の鷹場となり鷹狩がおこなわれることがしばしばあった。19世紀ではあるが、例えば、10代藩主井伊直幸は、陸と内湖などを行き来しながら鷹狩をおこなっているなど、少なくとも近世後期の彦根藩主が内湖を舞台に鷹狩をおこなっていたことは確実である<sup>(38)</sup>。また、大鳥の殺生を禁ずる範囲が示される。その北境の「箕浦川」は、箕浦村（米原市箕浦）を流れる天野川を指すと考えられる。南境は愛知川である。また、西境は琵琶湖の湖岸線とする。2地点で表現される東側の境界線が線としてはわかりにくい、全体として、元和年間の加増以前の藩領域（図1）のうち、西側の平野部が該当する。入部当初の領地のうちの平野部一円が、大鳥の留場に指定されたのである。なお、大鳥の内訳は記されていないが、明和7年（1770）に「鷹並鷹以上之大鳥とれ候節、前ニハ鳥札方江相訴候処」<sup>(39)</sup>という表記がみられることから、鷹が基準とされていたと考えられる。

第2条目は、餌差による四網を用いた鳥殺生の8月から翌年3月までの禁止を命じるものである。第3条目にみられる鶉を獲る縄獵については、井伊氏の在国中は前年同様に禁止し、在国していない場合は「小鳥札」と同様にすべきとある。在府期間中は藩主による鶉を対象とした鷹狩がおこなわれなかったことがうかがわれる。小鳥札同様とは、札の発給の対価として運上を納めた者に、鶉の捕獲権を認

めることを意味するのであろう。

さらに、寛文3年(1663)には、鷹匠による雲雀の猟場制限がなされる。

[史料10]<sup>(40)</sup>

一、北ハ切通ヨリ里根辺原・正法寺ヨリ南、東ハ久徳河原ヨリ南森野川筋切河原共、下ハ苧生川八坂迄、河原筋並此切之城近辺ニ而鷹匠共雲雀遣申間敷候、(後略)

鷹匠による雲雀遣いを禁ずるものである。その禁猟区は、城の近辺である。前掲[史料9]で大鳥猟が禁止されていた領域に比べて、かなり絞られた範囲が雲雀の禁猟区として定められている。

このように、鳥猟に制限を加えられる領域が、重層的に史料上に現れ始めるのが17世紀半ば以降である。さらに、延宝8年(1680)には、井伊直興が家老衆、および筋奉行中に対して次のように命じている。

[史料11]<sup>(41)</sup>

一、在々見廻候歩目付、兼而申付候通郷中見廻万承届、家中若者共野山へ参、不作法或殺生、川狩、竹木あらし候様成者有之哉見届、家老中へ為申聞候様ニ可仕候、並鷹場法度之所ニ而縦獵師たりとも田網・高網・わな指候儀仕間敷由申付候間、右之段目付之者共ニ可被申付候事、

ここであげられる問題は2点である。1点目は、家中の若者が野山へ行き、殺生などをおこなうことである。この問題の取扱いは家老衆に委ねられている。一方、2点目は目付衆に委ねられた問題で、在方の鳥猟に関する問題である。「鷹場法度之所」が定められ、獵師であっても鳥類を取ることが禁じられている。同史料には「鷹場法度之所」の明示がないが、前掲[史料9]のような、大鳥の殺生が禁じられている領域を示していると考えられる。

また、享保6年(1721)には、次のような触が出されている。

[史料12]<sup>(42)</sup>

定

在々ニ而者鉄砲打候もの有之候ハハ申出へし、並御留場之内にて鳥を取候もの捕候敷、見出し候ハハ早々申出へし、急度御褒美可被下者也

在方における鉄砲の利用の取締りとともに、御留場における鳥猟の取締りについて述べるものである。御留場は、おそらく、[史料9]の示す範囲を指すのであろう。

このように、17世紀後半から18世紀前半は、鳥殺生の取締り対象領域が次第に可視化されていく時期にあたる。ただし、その範囲は、他領に及ぶものではなく、あくまでも彦根藩領内に限定されていた。この段階では、彦根藩の

鷹場は、「御鷹場」というより藩の鷹場と言った方がよいように思われる。

鷹場で活動した鷹方役人については、万治3年(1660)の直孝治世期に、「鷹匠」「鳥見衆」「犬引」「鳥持中間」がみられる<sup>(43)</sup>。18世紀には、「鷹用向頭取」、「鷹方目付・餌割」、「鷹頭取奥入」や「鷹方頭取」、「鷹頭取」が命じられている。また、鷹用向頭取の誓詞には、「餌割役」、「鷹役」「餌指」「犬引」の役職名もみられ、それぞれの役職が協力して職務に励むべき旨が記される<sup>(44)</sup>。このうち鷹匠については、年末詳ながら5流派12名の存在がわかる。しかし、流派を限らず、主たる鷹匠に教えを請うて役務を勤めるというのが彦根藩鷹匠衆の流儀であった<sup>(45)</sup>。

こうした鷹方役人が、鷹場の整備のために活動していることも確認できる。享保3年(1718)には、鷹方役人、及び餌差が村へ行ったときには、それぞれの印鑑を引き合わせるために、「印鑑紙札」を村に渡すこととされた。鷹方役人が来村の際、印鑑と引き合わせのうえ、人足などを調達することになったのである。印鑑紙札渡し目的は、当時、「似せもの等」がいたとのことで、それらとの識別のためである<sup>(46)</sup>。しかし、これはあくまでも「御領分村々」へ渡すものであり、彦根藩領内に限定されるものであった。

ところで、鷹狩は上記の鷹方役人が担当したが、これらの役職のほかにも、「鳥札奉行」という役職名がみられるようになる。鳥札奉行は、かつての鳥奉行の流れを汲むと思われる。その役職就任誓詞<sup>(47)</sup>には、

①鳥札の運上を油断なく徴収すること。また、鳥札希望者に札を渡すこと。

②鳥札なしに猟をした者は、籠舎を申し付ける。場合によっては過料をとるが、この過料は違反者自身から徴収すること。

③従前からのお定めの通り、白鳥・雁・菱喰等の大鳥を獵師が持参した場合、御在城の場合は早速注進すること。

④在々廻りの時は無作法をしないこと。

とある。

さらに、鳥札奉行の誓紙には、他の鷹方役人のように、関係する鷹方役人と協力しあうべきという文言が含まれていない。鳥札奉行は、鷹方役人とは別に、鳥札の発給と管理の専任者として存在していたのである。

## 5. 他領主との「御鷹場」認識の相違

すでに見たように、彦根藩の鷹場は近江一国に及ぶものではなかった。まず、鷹狩の権利に関して、第2章で取り上げた慶安3年(1650)10月21日<sup>(48)</sup>の鶴羽合一件を改めて検討する。

この一件では、直孝自身は、近江・山城両国を御鷹場であると認識していたが、他領主から鳥見に関して咎められる可能性を感じていた。直孝は、国許に対して、他領主から咎められた場合、鷹を「遣申間敷」きうえ、自分が説明すると述べている。また、八幡山の近隣に所領を有する淀藩から意見が来ていたようで、江戸で藩主永井尚政と話をしてみるものの、「信濃殿知行所之内斗遣不申候様ニ可申候」と淀藩領を刺激しないように指示を出している。同じ史料中で、直孝は「他所領御断之義ハ私軀之者合点参不申候」と不満を述べており、羽合が順調にはおこない得ない状況であったことがうかがえる。同時に、直孝は京都代官であった小堀正春にこの「鷹場之義」について書状を送っており、その返事の様子が「六ヶ敷ケ間敷様子」であった場合、「先鷹越候義ハ無用ニ可被申付候」としている。詳しいことは記されていないが、鷹場のことが難しいというのは、近江・山城両国が彦根藩の御鷹場であるということの了解が難しいということの意味しているのではなからうか。

直孝の懸念は、その後も実際に現実化している。第3章でみた、享保11年(1726)の淀藩稲葉氏の態度も、近江国が彦根藩の御鷹場であるということに納得していないがゆえのものである。仙台藩などが鳥殺生をおこなっている一方で、自藩領のみ領内での鳥猟を差し止められることに合点がいかないのである<sup>(49)</sup>。

また、宝暦5年(1755)には、仙台藩伊達氏が、「江州之儀掃部頭様御鷹場ニ候間、陸奥守領分共ニ鳥獵仕候儀相留候」といわれ、領内の鳥猟を停止したところ、他領では停止していない旨を聞きつけ、彦根藩に苦情を入れている。この苦情の前提には、彦根藩の御鷹場拝領に関する家康からの墨付や申伝えがないことに加え、「公儀御代官様ヨリ先年被相触候御紙面ニも、仙台領・彦根領・郡山・膳所・亀山領江者他之獵師不可立入、外御領・私領共ニ鳥札可被相渡候」とあるように、[史料6]や[史料8]の存在があった。「陸奥守領分極而 其御許様御鷹場共不被存候」というのが、仙台藩側の認識であった。仙台藩は、自藩の状況を「鳥獵自由致来候」と表現しており、この認識と実際の状況が裏付けられる<sup>(50)</sup>。

淀藩稲葉氏も仙台藩伊達氏も、彦根藩の御鷹場拝領の主張に疑問を呈していたのは、御鷹場拝領に関する幕府の文書が存在しないことなどにも理由がある。しかし、彼らが強く主張したのは、前掲[史料6]や[史料8]に明示されるように、湖東地域の4郡で、自藩が幕府代官による鳥札発給を受け入れなくてよい、例外的な存在の領主であることであった。この時期までに、彦根藩は鷹場の秩序を整え、鳥札の取得が鳥獵権の根拠となる体制を整えていたが、他

領主の認識では、近江一国が彦根藩の御鷹場であったことは到底受け入れがたいものであった。

もちろん、寛保3年(1743)正月以後、彦根藩の鷹場役人が他領を廻り、御鷹場の「御由緒」を伝えていたことは先行研究が明らかにしている通りである。その目的は、御鷹場が鉄砲禁止であることを他領に徹底させることであった<sup>(51)</sup>。しかし、宝暦5年の仙台藩の主張<sup>(52)</sup>には、「鉄砲之儀猥ニ打申間敷由、兼而申付置候所柄ニ御座候」や、「其御元様ヨリ餌指等不被遣候様致度候」とある。鉄砲禁止はかねてより自藩で申し付けていることであり、彦根藩の餌指を受け入れる理由にはならないのである。

この前年にあたる宝暦4年(1754)には、彦根藩は領内に対して、野辺でむぎと指鳥をする者や鉄砲によって鳥猟をする者の存在を指摘し、「右体之儀ハ従先年御他領向へも第一被相示候処、於御領分ケ様之猥敷儀ハ不届至極ニ候<sup>(53)</sup>」と述べている。宝暦5年より以前に、他領に対して鳥猟の規制について示しており、その模範となるべく領内の鳥猟の統制が意識されている。他領への鳥猟支配権の浸透を試みながら、一方では領主層を納得させることができていないというのが、この時期の彦根藩の限界であった。

なお、鷹狩をおこなう権利も、彦根藩に独占されていたようではなかったようである。蒲生郡日野において、明和3年(1766)5月に水口藩主が鷹狩をおこなっていたことを示す史料が存在する。

[史料13]<sup>(54)</sup>

明和三年五月十五日殿様日野上郷へ御鷹野、御昼休ハ音羽村神清庵、仁正寺ヨリも御馳走として三ヶ所ハ者頭御代官杯罷出る、所々へ棒突足軽罷出る、御出掛嶋崎利兵衛方ニ被為入、夫ヨリ御陣屋へ御出、御帰りに小亀清兵衛方へ被為入、御供廻りへも清兵衛支度差出す、松尾町も御領分同前に掃除致す、併庄屋役人ハ不出、(後略)

この場合の「殿様」は水口藩加藤氏を差す。鷹狩の場となったのは蒲生郡内であるが、加藤氏は甲賀郡の水口城を本拠地としているため、甲賀郡内でも鷹狩をおこなっていたと考えられる。甲賀郡の鳥獵関係史料が把握できておらず、彦根藩から水口藩へ御鷹場の貸し渡しがなされた可能性も否定できないが、これまで検討した他領主と彦根藩との関係を見る限り、可能性は低いだろう。

同年6月、彦根藩は、御鷹場について幕府老中と交渉をおこない、家康が「京都守護」のために近江一国と山城の一部を彦根藩領の御鷹場として与えた、という自藩の主張を幕府老中や京都所司代に認めさせている。さらに、寛政11年(1799)には、藩主井伊直幸自身による御鷹場巡見が実行された<sup>(55)</sup>。この巡見は「久々中絶」と表現されている

ように、彦根藩領内を出て、近江国内を広く廻村するもので、近江一國が自藩の御鷹場であるという直孝以来の主張を実質化する出来事であった。彦根藩では、このことを寿ぎ、祝いの能が実施されている<sup>(56)</sup>。

さらに、藩領を越えた鷹狩の実施のほか、彦根藩は他領における鳥札の発給権を掌握するようになる。拙稿では、琵琶湖岸の鳥猟について検討した<sup>(57)</sup>が、内陸部の村々に対しても同様であった。

[史料 14]<sup>(58)</sup>

指上申一札之事  
松平周防守様  
井上河内守様御百性網獵師惣代口兵衛  
庄右衛門  
山口采女様御百性同獵師 惣代喜左衛門  
権七  
山岡雄三良様御百性同獵師惣代市郎右衛門  
忠左衛門  
井伊掃部頭様御領分御鷹場之内ニ而入入り鴨獵仕度  
御願申上候処、願之通御札御渡被 下置難有奉存候、  
然上者是迄之通り当何之九月九日ヨリ来何之三月三  
日迄御定之通おし場ニ而獵仕、御運上銀之儀者二月  
晦日御百性中へ相談仕高下之割合を以急度上納可仕  
候、則 御奉行様へ証文指上惣而申出来不仕候様万  
端相慎獵儀可仕候、仍而一札如件  
年号何之九月九日

蒲生郡河合村  
庄屋 庄右衛門  
庄屋 平助  
庄屋 平左衛門  
同郡川合村  
庄屋 孫兵衛  
横目 長兵衛

鳥札御奉行様

無年号の雛形文書であるが、関連史料の情報から、元治元年(1864)であることがわかる。蒲生郡河(川)合村(東近江市川合町)は4給村落であり、4名の庄屋のうち、庄右衛門は松平周防守、平助は山口采女、平左衛門は山岡雄三郎、孫兵衛は井伊氏を領主に頂く庄屋である。第3章で検討したように、18世紀前期の蒲生郡内の旗本知行地では、幕府代官から鳥札を請けていた。その時期ならば、庄右衛門ほか2名に対しては、幕府代官が鳥札を発給していたであろう。幕府代官によって鳥札発給がなされていた体制は、彦根藩の主導体制が変わってしまったのである。

こうして、彦根藩による幕府をはじめとする諸領主との交渉や、近江国内における数度の廻村を通じて、近江一國

が彦根藩の御鷹場であるという認識が定着し、彦根藩による自在な御鷹場利用が可能になったかのように思われる。しかし、実際にはそうではなかった。拙稿で紹介した膳所藩領と堅田藩領との鳥猟師の争論の際、文政5年(1822)に示された堅田藩堀田氏の彦根藩御鷹場認識が明らかになる。

[史料 15]<sup>(59)</sup>

(前略) 掃部頭家来相糺候処、湖水の儀、御親密之御趣意にて、掃部頭拜領仕候鷹場内ニ付、膳所領之ものえ鳥札相渡候儀之処、堀田撰津守家来青木伴次外壺人儀、掃部頭鷹野外ハ、彦根より差構候場所ニ無之、其外、不当之儀、申聞候旨、申立、(後略)

この争論は、膳所藩の百姓が彦根藩から鳥札の発給を受けて新規に鳥猟を開始したが、それが堅田藩領の鳥猟師の従来の獵場を侵害したことが問題となったものである。堅田藩堀田氏側は、自藩領で井伊氏が鷹狩をおこなうことは認めるが、それ以外のことは彦根藩から干渉される場所ではない、と主張している。堅田藩にとって、彦根藩の御鷹場とは、井伊氏の鷹狩の場に過ぎない空間として認識されていたのである。

その5年後の文政10年(1827)、彦根藩の鷹方役人は「鳥猟之義者一円彦根様ヨリ指揮致候事ニ候」<sup>(60)</sup>と高島郡の鳥猟師に説いている。しかし実際には、幕末に至るまで他領に配慮をみせている。次の史料は、万延元年(1860)の彦根藩鷹方役人の諸事記録の一節である。

[史料 15]<sup>(61)</sup>

一、御領分御他領与入交り有之所も御座候ニ付、鳥打留、又者射留被仰付、御他領へ懸り候ハハ不被仰付候様可致事、  
宇賀野辺などに御他領交り所有之候農人等ニ聞セ申候、南・北共此義氣を附候事第一也

「打留」、「射留」は、それぞれ鉄砲猟と弓猟であろう。彦根藩領は、他領と入り混じりの場所も多く、他領に入り込むような場合は、鳥猟を控えるように自主規制をしているのである。また、百姓等にもその旨を申し聞かせるべき旨を述べている。彦根藩の御鷹場支配は、幕末に至るまで、他領との緊張関係をはらむものであったといえよう。

## おわりに

彦根藩は、近江一國を御鷹場と認識してきた。しかし、実際に鳥猟の許可権について検討した結果、彦根藩の認識は、実態を伴っていないことが明らかとなった。彦根藩が鳥猟を許可できた範囲は、自領内にとどまっており、他領主の領内の鳥猟には関与できない状態であった。特に、湖

東地域の4郡に関しては、幕府代官による鳥札発給権が確立しており、そのことは他領主にも共有されていた事実であった。

また、彦根藩は留場の整備などを進めるが、その範囲はあくまでも自領内、かつ、一円知行的な領域であり、他領に及ぶものではなかった。

彦根藩が御鷹場の実質化を試みようとした際、いずれの領主もその主張に異を唱える。その理由は、彦根藩が御鷹場拝領の証拠書類を有していないことに加え、上記のような鳥猟支配のあり方が、実際に展開していたためであった。

御鷹場を実質化させようとする彦根藩は、まずは鉄砲猟の禁止を理由とするが、他領主は納得しない。結局、幕府との交渉を通して、「京都守護」の拜命を理由に御鷹場の実質化を認めさせることとなる。その結果、他領猟師に対しても、鳥札を発給するようになる。おそらく、近江一国における発給権を掌握したのであろう。しかし、これとて、全ての領主が納得していたわけではなかった。

彦根藩による「京都守護」の地位・権限が、制度として保証されたものでなかったことは、幕末政治史研究のなかで既に指摘されている<sup>62)</sup>。本稿の検討結果からみても、幕府による畿内近国の広域支配の構想のなかに、彦根藩の御鷹場が位置づけられていたかについては疑問が残る。鉄砲猟の制限以外に、彦根藩が、鷹狩や鳥猟の支配を通じた「京都守護」を実際にどのように構想し、実現しようとしていたのか、その検討を今後の課題としたい。

[註]

- 1 齊藤司「近世前期における五畿内近国の鷹場編成」・岡崎寛徳「近世中期における彦根藩「御鷹場」の認識」(ともに関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家—関東と畿内の比較から—』岩田書院、1997年)、根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、2008年)、岡崎『鷹と將軍—徳川社会の贈答システム—』(講談社、2009年)ほか。
- 2 拙稿「江戸時代における琵琶湖の鳥猟について—猟場支配の観点から—」(村井康彦・西川幸治編『環琵琶湖地域論』思文閣出版、2003年)。
- 3 前註(1) 齊藤論文。
- 4 福田千鶴『江戸時代の武家社会—公儀・鷹場・史料論』(校倉書房、2005年)ほか、本研究会の成果である『鷹・鷹場・環境研究』1~3号(2017~19年)の諸論考を参照されたい。
- 5 彦根城博物館テーマ展「彦根藩井伊家の鷹狩り」(11月27日~12月22日開催)。
- 6 岡崎前註(1) 著書。
- 7 前註(1) 岡崎論文。
- 8 前註(1) 斎藤論文。
- 9 前註(1) 岡崎論文。
- 10 前註(2)。
- 11 『新修彦根市史 第2巻 通史編 近世』(2008年)。
- 12 前註(11) より転載。
- 13 前註(11) より転載。

- 14 三居満一家文書(『彦根市史 中冊』、1962年)。
- 15 伊賀敏郎『滋賀県漁業史 上(概説)』(滋賀県漁業協同組合連合会、1954年)。
- 16 大石久敬「地方凡例録」。
- 17 速水村南部家文書(前註(15)に同じ)。
- 18 『安藤直次公三百年御遠忌要録』(紀伊史談会、1934年)。ただし、『寛政重修諸家譜』には、浅井郡ではなく「近江国伊香(郡)」とある。
- 19 母利美和「井伊直孝の居所と行動」(藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』1994年)。
- 20 『久昌公御書写—井伊直孝書下留—』(彦根市史近世史部会、2003年)。
- 21 以下、特に注のないものは全て前註(20)による。
- 22 横内家文書(『新修彦根市史 第6巻 史料編 近世1』2002年)。
- 23 中村達夫氏所蔵文書(前註(22)に同じ)。
- 24 木村礎校訂『旧高田領取調帳』(東京堂出版、1995年)より転載。
- 25 前註(15)。
- 26 西浜共有文書鳥(伊賀敏郎『滋賀県漁業史 上 資料』滋賀県漁業協同組合連合会、1954年)。
- 27 『徳川実記 第7編』。
- 28 前註(15)。
- 29 西浜共有文書鳥(前註(26)に同じ)。
- 30 前註(2)。
- 31 前註(2)。
- 32 西之切神田神社文書(喜多村俊夫編『江州堅田漁業史料』、1942年)。
- 33 彦根藩井伊家文書(前註(22)に同じ)。
- 34 滋賀大学経済学部附属史料館 蒲生堂共有文書(『蒲生町史 第4巻 史料編』、2001年)。
- 35 彦根藩井伊家文書(『彦根市史 上冊』、1960年)。
- 36 もちをつけた細い糸を田の上に高く張り、かかった鴨を獲る猟法。
- 37 本来は琵琶湖の一部であった水域が、砂州や砂嘴、浜堤あるいは川から運ばれた土砂等によって琵琶湖と隔てられ、独立した水塊となったが、水路等で琵琶湖との水系がつながったままの水域。
- 38 前註(5)。
- 39 明治大学刑事博物館 川合村文書(前註(34)に同じ)。
- 40 彦根藩井伊家文書(前註(22)に同じ)。
- 41 彦根藩井伊家文書(前註(22)に同じ)。
- 42 彦根藩井伊家文書(前註(35)に同じ)。
- 43 横内家文書(『新修彦根市史 第7巻 史料編 近世2』(2004年)。
- 44 藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』(サンライズ出版、2003年)。
- 45 前註(5)。
- 46 平林区有文書(前註(34)に同じ)。
- 47 花木家文書(前註(44)に同じ)。
- 48 横内家文書(前註(22)に同じ)。
- 49 彦根藩井伊家文書(前註(22)に同じ)。
- 50 彦根藩井伊家文書(前註(22)に同じ)。
- 51 岡崎前註(1) 論文。
- 52 彦根藩井伊家文書(前註(22)に同じ)。
- 53 彦根藩井伊家文書(前註(35)に同じ)。
- 54 細野正氏所蔵文書(『近江日野町志 巻上』、滋賀県日野町教育会、1930年)。
- 55 岡崎寛徳『鷹と將軍—徳川社会の贈答システム—』(講談社、2009年)。
- 56 母利美和「能役者」(横田冬彦編『芸能・文化の世界』吉川

弘文館、2000年)。

- 57 前註 (2)。
- 58 明治大学刑事博物館 川合村文書 (前註 (34) に同じ)。
- 59 「御仕置例類集 続類集 式之帳 取計之部 吟味事掛り  
場之類」49。
- 60 北船木区有文書。
- 61 大久保家文書 (『政治学論集』8、1978年)。
- 62 『新修彦根市史 第3巻 通史編 近代』(2009年)。

[付記]

本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946 の研究助成を受けたものです。